

# 中高層条例 提出書類リスト

## 《目 次》

- 標識設置届 . . . . . 1
- 説明状況等報告書 . . . . . 2
- 共同住宅型集合建築物建築計画書 . . . . . 3
- 変更届 . . . . . 5
- 建築取止届 . . . . . 5
- 隔地駐車場事前協議書 . . . . . 6

令和5年3月 名古屋市

標識設置届 提出書類リスト (条例の解説 P7~9 参照)

提出書類	注意事項等
表紙(第2号様式)	<ul style="list-style-type: none"> <li>記入例を参照して記入してください。</li> </ul>
別紙	<ul style="list-style-type: none"> <li>『建築主、窓口に持参した者』の住所氏名、電話番号を記入してください。</li> </ul>
付近見取図	<ul style="list-style-type: none"> <li>付近見取図として、1/5000 用途地域指定図を添付してください。写しでも可。(最新の都市計画情報提供サービスによる都市計画情報を印刷したものも可。)</li> <li>計画敷地を赤色で明示してください。</li> </ul>
配置図	<ul style="list-style-type: none"> <li>敷地寸法、配置寸法、土地の高低差、隣地との高低差、用途地域の境界等を明示してください。</li> <li>標識の設置位置を赤色で明示してください。</li> </ul>
実日影図	<ul style="list-style-type: none"> <li>計画建築物の平均地盤面の午前 8 時から午後 4 時までの 1 時間ごとの時刻別日影図に、<u>2 時間の等時間日影線を重ね合わせた図面</u>としてください。</li> <li>時刻別の日影形状全体が明示できない場合は全体が明示された図面も添付してください。</li> <li>下記の事項を明示してください。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・真北測定の条件(真北測定方法(TOMIO 式等), 真北測定年月日)・真北の基準線からの角度</li> <li>・作図条件(測定面(GL=0), 冬至・真太陽時, 北緯 35° 15′ 又は現地測量による緯度)</li> <li>・縮尺及び方位 ・隣地境界線 ・道路境界線 ・敷地寸法 ・配置寸法</li> <li>・用途地域の境界 ・道路幅員 ・建物の各部分の高さ ・土地の高低</li> <li>・敷地境界線からの 10m ライン(必要な場合は建築物の高さの 3 倍ライン)</li> </ul> </li> <li>近隣関係者の建築物の建物外形、階数、用途、所有者・居住者の氏名、各敷地の境界線を明示してください。</li> </ul> <p>※時刻別日影と等時間日影の内容を確認できる標準的な縮尺(1:100、1:200、1:300、1:400…)としてください。</p>
標識写真	<ul style="list-style-type: none"> <li>標識設置箇所ごとに、標識を設置した位置がわかる遠景写真と標識の記載内容の全てが確認できる近景写真を撮影し、添付してください。</li> </ul>
委任状	<ul style="list-style-type: none"> <li>標識下部記載の『問い合わせ先』が建築主等(建築主・設計者・工事監理者・工事施工者)以外の方の場合は<u>委任状</u>が必要となります。</li> <li>弁護士法に抵触する行為は行わないことがわかるように「<u>法律事務は除く</u>」等と記入してください。</li> </ul>
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>教育施設等の敷地の地盤面上に、冬至日・真太陽時の午前 8 時から午後 4 時までの間に日影を落とさないか確認してください。</li> <li>※日影を落とす場合は、教育施設等の設置者・管理者との協議が必要となります。(説明状況等報告書提出時に報告が必要。)</li> <li>条例別表 4-1 (近隣説明義務がない場合)で、計画地の北側に住居系用途地域等がある場合は、条例別表 4-1 と判定できる日影図(法定面)を添付してください。</li> <li>※条例別表 4-1 (近隣説明義務がない場合)の場合、実日影図は不要です。</li> </ul>

※図面の縮尺は、記載内容が確認できるものとしてください。

※詳細については、条例の解説も参照してください。

説明状況等報告書 提出書類リスト (条例の解説 P9~14 参照)

提出書類	注意事項等
表紙 (第3号様式)	<ul style="list-style-type: none"> <li>記入例を参照して、記入してください。</li> </ul>
別紙1 〔教育施設等に配慮した 事項及び協議の状況〕	<ul style="list-style-type: none"> <li>教育施設等の敷地の地盤面上に、冬至日の真太陽時による午前8時から午後4時までの間に日影を落とす場合、教育施設等の設置者・管理者と協議のうえ提出が必要です。</li> </ul>
別紙2 〔テレビ電波受信障 害の調査の結果〕	<ul style="list-style-type: none"> <li>建物の高さが10m超の場合、テレビ電波受信障害の調査が必要です。</li> <li>対策や維持管理方法については、具体的な内容を記入してください。</li> </ul>
電波障害調査資料	<ul style="list-style-type: none"> <li>高さ10m超は『電波受信障害机上検討書』、20m超は『電波受信障害事前調査書』を添付してください。</li> <li>電波受信障害調査資格者が作成してください。</li> <li>地上デジタル放送について調査を実施し、必要に応じて衛星放送も調査をしてください。</li> </ul>
別紙3 〔建築計画等の説明 の状況〕	<ul style="list-style-type: none"> <li>説明責任者を記入し、説明会の欄は説明会を開催した場合に記入してください。</li> <li>説明責任者とは建築主等(建築主・設計者・工事監理者・工事施工者)を指し、それ以外の方が説明責任者の場合は委任状が必要です。(標識設置届を提出した際に添付した場合は不要。)</li> </ul>
別紙4 〔説明内容〕	<ul style="list-style-type: none"> <li>規則第6条に掲げる事項について説明した内容を記入してください。</li> <li>該当する番号・箇所を○で囲み、余白部分に具体的な内容を記入してください。</li> </ul>
別紙5 〔個別説明〕	<ul style="list-style-type: none"> <li>関係者の区別、居住・所有の区別、面談の有無については該当する箇所を○で囲み、要望事項・回答内容は具体的に記入してください。</li> <li>日を替えて2度以上訪問しても面談できない場合は、規則第6条に掲げる事項についての説明内容・連絡先等をまとめた資料を配布して、その旨を記入してください。</li> <li>町内学区全体への影響を考え、町内会長等にも説明してください。</li> </ul>
近隣配布資料	<ul style="list-style-type: none"> <li>近隣説明で配布した図面や資料を添付してください。</li> </ul>
各階平面図	<ul style="list-style-type: none"> <li>寸法を明記した間取りがわかる図面を添付してください。</li> </ul>
立面図	<ul style="list-style-type: none"> <li>2面以上の立面図を添付してください。</li> </ul>
断面図	<ul style="list-style-type: none"> <li>2面以上の断面図を添付してください。</li> </ul>
地盤面算定表	<ul style="list-style-type: none"> <li>建物が複数ある場合は、日影用平均地盤として、建物全体の平均地盤も明示してください。</li> </ul>
法定日影図	<ul style="list-style-type: none"> <li>午前8時から午後4時までの30分ごとの時刻別日影と等時間日影を重ね合わせた図面です。</li> <li>下記の事項を記入してください。 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <ul style="list-style-type: none"> <li>・真北測定の条件(真北測定方法(TOMIO式等), 真北測定年月日)・真北の基準線からの角度</li> <li>・作図条件(測定面, 冬至・真太陽時, 北緯 35° 15' 又は現地測量による緯度)</li> <li>・縮尺及び方位 ・隣地境界線 ・道路境界線 ・敷地寸法 ・配置寸法 ・用途地域の境界</li> <li>・道路幅員 ・建物の各部分の高さ ・土地の高低</li> <li>・敷地境界線からの5mライン・10mライン</li> <li>・5mライン・10mライン上の主要な点に生じさせる日影時間</li> </ul> </div> </li> <li>時刻別日影と等時間日影の内容を確認できる標準的な縮尺(1:100、1:200、1:300、1:400…)としてください。</li> <li>※名古屋市に確認申請を提出する場合は、日影汎状算定表を添付してください。</li> </ul>

※図面の縮尺は、記入内容が確認できるものとしてください。

※条例別表 4-1 (近隣説明義務がなく、かつ個別説明を求められていない場合) については、別紙 3・4・5 は添付不要です。(説明会を開催した場合は、別紙 3 が必要。)

※詳細については、条例の解説も参照してください。

共同住宅型集合建築物建築計画書 提出書類リスト (条例の解説 P16~27 参照)

提出書類	注意事項等
第6号様式 (表面)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・記入例を参照して記入してください。</li> <li>・ゴミ保管場所について環境事業所と協議のうえ、協議済のゴム印及び担当者印等を備考欄に押しもらってください。</li> </ul>
第6号様式 (裏面)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・記入例を参照して記入してください。</li> <li>・配置図には、方位、敷地境界線、駐車場・駐輪場の位置と台数、ごみの保管場所、植栽した場所、管理人の氏名を明記した表示板の位置（ワンルーム形式住戸を有する場合）を明示してください。</li> <li>・駐車場寸法（2.3m×5m/台 程度必要）を明示してください。</li> </ul>
<b>ワンルーム形式住戸（30㎡未満）を有する場合</b>	
入居者規約	<ul style="list-style-type: none"> <li>・下記の規則第 10 条第 1 項（7）に掲げる事項を含む規約（案でも可）を添付してください。</li> </ul> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>ア. 指定された日以外にごみを出さないこと                      イ. ごみの保管場所を清潔に保つこと                      ウ. 騒音等により周辺に迷惑をかけないこと</p> </div>
<b>ワンルーム形式住戸（30㎡未満）が30戸以上で、管理を業者委託する場合</b>	
管理実績等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・以下に掲げる事項がわかる書類（管理実績等）を提出してください。</li> </ul> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>[1] 管理者の名称、所在地、連絡先(電話番号)                      [2] 管理部門の人数及び、昼間、夜間別の管理体制                      [3] 委託される管理業務の内容及びその管理に要する時間(巡回回数、滞在時間等)                      [4] 管理業者の管理する共同住宅の総棟数、総戸数</p> </div> <ul style="list-style-type: none"> <li>・管理会社未定の場合は念書を提出のうえ、決定次第報告が必要です。</li> </ul>
<b>隔地駐車場関係書類（事前に「隔地駐車場事前協議書」による協議が必要）</b>	
付近見取図	<ul style="list-style-type: none"> <li>・敷地からの歩行距離を明示してください。</li> <li>・隔地駐車場は敷地からの歩行距離がおおむね 500m 以内の場所に設けてください。</li> </ul>
駐車場配置図	<ul style="list-style-type: none"> <li>・駐車場位置、駐車場寸法を明示してください。</li> <li>・駐車場寸法は 2.3m×5m/台 程度とします。</li> </ul>
公図	
登記簿謄本の写し	<ul style="list-style-type: none"> <li>・隔地駐車場の所有者が建築主の場合に提出してください。</li> </ul>
敷地の現況写真	
賃貸契約書の写し	<ul style="list-style-type: none"> <li>・既存の貸駐車場を利用する場合に提出してください。</li> <li>・駐車場契約期間は 10 年以上又は 1 年以上の自動更新（自動で更新し続けていくことがわかる）契約としてください。</li> <li>・契約が間に合わない場合は、期限に確実に契約を交わす旨、契約書の写しを提出する旨を記載した念書と、周辺の空き状況を確認した隔地駐車場の資料を提出のうえ、契約次第報告が必要です。</li> </ul>

高齢者住宅・学生専用マンションで、駐車場なしとする場合（規則第10条第1項第1号ウ）	
念書	・永年、高齢者・学生専用マンションとするという念書を添付してください。
一団地認定又は許可を受けている敷地で区域全体を敷地とみなす場合	
認定又は許可を証明する書類	・許可通知書の写し等を添付してください。
駐車場及び駐輪場位置が明示された、区域全体の配置図	・団地全体の配置図を添付してください。
駐車台数を明示した図面等	・区域ごとの戸数と駐車台数が把握できる図面等の資料を添付してください。
共同住宅型集合建築物建築計画書のみの届出・条例別表4-1（近隣説明義務がない場合）の場合	
用途地域指定図、配置図、各階平面図、立面図、断面図、地盤面算定表	・条例別表4-1（近隣説明義務がない場合）の場合は、標識設置届を提出した際に用途地域指定図を添付しているため必要ありません。
駐輪場が別棟の場合	
駐輪場の図面	・駐車場寸法は0.5m×2m/台程度とします。（ラック式の駐輪場を除く。）

※図面の縮尺は、記載内容が確認できるものとしてください。

※詳細については、条例の解説も参照してください。

### 変更届 提出書類リスト (条例の解説 P15 参照)

提出書類	注意事項等
表紙 (第 4 号様式)	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 変更点をすべて記入してください。</li> <li>• 記入例を参照して記入してください。</li> <li>• 標識設置届、説明状況等報告書、共同住宅型集合建築物建築計画書の内容に変更があった場合、速やかに提出してください。</li> </ul>
標識写真	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 現地に標識を設置している場合は、標識の内容を修正して、標識設置届と同様に写真を撮って添付してください。</li> </ul>
各図面	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 変更した部分ができるよう必要な図面を添付し、変更箇所を明示してください。</li> </ul>
別紙 4、5 〔説明内容〕	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 計画変更により、近隣関係者等に影響が生じる場合には、原則再度説明を行い、説明した内容を記入して添付してください。</li> <li>※説明範囲については、影響の及ぶ範囲となりますので詳細についてはご相談ください。</li> </ul>
共同住宅型集合建築物建築計画書	<ul style="list-style-type: none"> <li>• ゴミ保管場所を変更した場合には、共同住宅型集合建築物建築計画書（備考欄に環境事業所の印を再度もらったもの）を添付してください。</li> </ul>

※図面の縮尺は、記載内容が確認できるものとしてください。

※詳細については、条例の解説も参照してください。

### 建築取止届 提出書類リスト (条例の解説 P15 参照)

提出書類	注意事項等
表紙 (第 5 号様式)	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 中高層建築物や共同住宅型集合建築物の建築を取止めた場合は、必要事項を記入して速やかに提出してください。</li> </ul>

隔地駐車場事前協議書 提出書類リスト (条例の解説P16~22 参照)

提出書類	注意事項等
表紙 (隔地駐車場事前協議書)	・記入例を参照して記入してください。
付近見取図	・付近見取図として、1/5000 用途地域指定図を添付してください。写しでも可。 (最新の都市計画情報提供サービスによる都市計画情報を印刷したのも可。) ・計画敷地を赤色で明示してください。
配置図	・敷地寸法、配置寸法、土地の高低差、隣地との高低差、用途地域の境界等を明示してください。
『規則第 10 条第 1 項第 1 号イ』の規定が適用される場合	
図面等の資料	・敷地形状・駐車場の配置計画等を明示した図面等の資料を添付してください。 (敷地の位置・形状により駐車台数がとれないことが確認できる図面)
『規則第 10 条第 1 項第 1 号ウ』の規定が適用される場合	
<b>ア.高齢者住宅・学生専用マンションの場合</b>	
管理組織及び管理体制	・管理組織、管理体制、管理実績がわかる管理会社のパンフレット等の資料を添付してください。
管理実績	
駐車場利用に関するデータ	・他物件(高齢者・学生専用)の駐車場利用データ等を添付してください。
自動車所有の制限を記した入居契約書等	・高齢者・学生対象ということ、また自動車を所有しないものを入居対象とすることが盛り込まれた契約書等を添付してください。(案でも可)
<b>ウ.鉄道の駅からおおむね半径 300m 以内の場合</b>	
駅から半径 300m の円を明示した図面	・住宅地図等に、鉄道駅から半径 300m の円を明示してください。

※図面の縮尺は、記入内容が確認できるものとしてください。

※詳細については、条例の解説を参照してください。

※計画により、他に必要な書類がある場合があります。